2013年7月25日 全2頁

## 社会保障―公的年金、医療保険制度など

常務執行役員 岡野 進



前回、政府消費の一部として現物による社会保障給付=主に医療がある点にふれました。政府消費にはカウントされませんが、社会保障給付としては公的年金や雇用保険もあります。こうした社会保障制度がどのような目的でできてきたのか、現在、どのような問題に直面しているのか、見ていきましょう。

日本においては、社会保障制度は、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」(社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」1950年)と規定されています。これは、日本国憲法第25条を実際に具体化するうえで考えられたものとされています。日本国憲法第25条では、

- 一項、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 二項、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

となっています。個人が直面する疾病、負傷など前に列挙された様々なリスクに対応して「健やかで安心できる生活を保障する」のが社会保障ということですが、その方法として様々なリスクに対応する社会保険制度や社会扶助の制度が作られています。その中でも主要な役割を果たしているのが、年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護でしょう。生活保護以外は、社会保険の仕組みが利用されています。社会保険とは、受益者自身が保険料を支払い、必要な時に給付を受ける公的な制度で、その財政には国からの補助、つまり税金も投入されています。

さて、公的年金保険は身体的に働けなくなったときに生活を支えるための手段として作られた制度

です。老齢になって労働を行うことが難しくなったり、障害があって労働を行うことが難しくなったりしたとき、年金制度から生活費の給付が行われることで、「健やかで安心できる生活を保障する」のが本来の趣旨です。年金制度の改革を考える上では、こうした根本的な考えに立ち戻ってみることも必要でしょう。

公的年金制度の設計の考え方には大きく分けて2通りあります。 ひとつは賦課方式と呼ばれる考え方、他方は積立方式と呼ばれる考



え方です。賦課方式というのは、必要な給付を満たすように負担を決めていくという考え方で、必ずしも厳格に毎年均衡させるということではないにせよ、その時々に給付総額と負担総額が均衡するように給付水準と負担水準を決めていく考え方です。先進国の公的年金はこの考え方を基礎にして組み立てられている場合が多いといえます。これに対して積立方式は、年金保険料を積み立てその運用収益も合わせて給付の原資とする考え方です。積立方式であれば民間の保険会社でも民間の私的年金商品として供給することができます。積立方式の公的な年金の場合は本人の積立だけでなく、雇い主の拠出や国からの拠出もあることが民間の年金商品とは異なる点です。日本の制度は純粋な賦課方式でも純粋な積立方式でもない中間的なものと認識されています。現在の日本の公的年金制度については、大和総研金融調査部・佐川あぐり「みんなの年金について考えよう」をご参照ください。

医療保険は、日本では国民皆保険ということで、統一的な自己負担割合(現在は30%。3歳未満、一定の所得未満の老齢者は別途)とした医療制度となっています。また自己負担の限度額(本人や家族の収入状況等によって定められる)があり、高額の医療費で生活が立ちいかなくなる状況を避けられるようになっています。公的な医療保険制度は先進国でも国によって違いが大きいと言われます。米国ではこれまで老齢者や低所得者など向けの公的医療制度はありましたが、いわゆる国民皆保険は実現されていませんでした。しかし、オバマ大統領の選挙公約でもあり、2010年に成立した法律に基づいて、来年から低所得者に補助を行うことですべての国民が義務的に民間の医療保険に加入する制度が始まることになっています。

介護保険は、日本では 2000 年に導入(施行)されました。介護が必要な身体的な衰えがある場合、 介護保険によって本人、家族の負担を軽減できることになりました。今後、日本では介護を必要とす る高齢者が増加してくることが確実で、そうした状況へ備えた制度として導入されたのです。

雇用保険は、主に失業して収入がなくなるリスクへの備えですが、職業に関連した教育・訓練にも 給付が行われます。

生活保護は社会保険ではなく社会扶助と呼ばれ、税によって賄われます。働くことができない人に、 ミニマムの生活手段を保障する役割を果たしています。ただし、その給付額が最低賃金で働いた場合 よりも大きかったり、たいして差がなかったりと、勤労する意欲を失わせている危険性も指摘されて います。ただ、生活困窮者を助けるというのではなく、就業を促し、やり直しができるシステムが必 要だという議論もあります。

年金はもちろんですが、医療保険についても高齢者への給付は自然と大きいものになります。今後の人口の高齢化により、働いて付加価値を生む人数と社会保障の給付という形でその付加価値からの分配を受ける人数の比率が劇的に変わる可能性があります。給付が必要な人、コトの定義を見直してみることが必要かもしれません。単純な年齢による線引きでよいのか、フローの所得だけでなく、資産の多寡も反映させた制度を考えるべきでないか、病気や失業などで本当に困窮してしまうリスクに対応した制度は必要、などです。社会保障における負担と給付の適切なマッチングによって持続可能な制度に改革していくことが求められていると言えるでしょう。

(以上)

